



島根県報

平成26年6月17日（火）

第2,606号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	3
土地収用法の規定による事業の認定（2件）	（用地対策課）	3

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		7
--	--	---

【正 誤】

平成26年3月28日付け島根県報号外第53号中	（総務課）	8
-------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第364号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
テライ・メディカルサポート株式会社	通所介護	デイサービス 心の里	浜田市三隅町三隅377番4	平成26年5月12日
	介護予防通所介護	はるにれ		
テライ・メディカルサポート株式会社	訪問介護	ヘルパーステーション	浜田市三隅町三隅377番4	平成26年5月12日
	介護予防訪問介護	心の里 はるにれ		

島根県告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
テライ・メディカルサポート株式会社	居宅介護支援	ケアプランセンター 心の里 はるにれ	浜田市三隅町三隅377番4	平成26年5月12日

島根県告示第366号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
吉田 雅昭	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1番地1	平成26年5月30日

島根県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		

石見クリニック	益田市駅前町7-1	精神通院医療	平成26年4月1日
俵薬局本店	浜田市蛭子町39	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年4月2日
そうごう薬局 東出雲店	松江市東出雲町揖屋1034-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成26年6月1日
こころね訪問看護ステーション	松江市東朝日町37番地1	精神通院医療	平成26年6月1日
医療法人社団優仁会 出雲おおさわ矯正歯科	出雲市今市町2065番地 パルメイ ト出雲2F	育成医療 更生医療	平成26年6月2日

島根県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
玉造厚生年金病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院	松江市玉湯町湯町1-2	育成医療 更生医療	平成26年4月1日

島根県告示第369号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

安来市

2 事業の種類

安来市民会館（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県安来市切川町字善徳、飯島町字毛津田及び字横屋並びに安来町字八反地内

(2) 使用の部分

島根県安来市切川町字善徳及び飯島町字毛津田地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県安来市切川町、飯島町及び安来町地内における28,475平方メートルの土地を起業地とする「安来市民会館（仮称）建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、安来市が市民会館を新築整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安来市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

安来市は、平成16年10月1日に旧安来市、旧広瀬町及び旧伯太町が対等合併して誕生した市であり、平成18年に策定した安来市総合計画では、同市が目指す将来像を「元気・いきいき・快適都市」として定めている。同計画では「ひとが輝く活力発揮のまちづくり（教育・文化の充実）」を基本目標の一つとしており、その施策の体系として「社会教育の充実」及び「文化活動の推進」を示し、市民会館の整備と活用に努めているところである。

現在の安来市民会館（以下「現市民会館」という。）は、安来市の中心市街地に位置しており、市内の施設では最大の収容人数となる600人収容のホールを有すことから、音楽活動や芸能文化活動などの各種イベントに利用されている。

しかしながら、建築から47年経過した現市民会館は、建物の老朽化による雨漏りが深刻であり、雨水の流入により予定していた発表会が中止となる事案が発生しているものの、雨漏り箇所の特定ができないために対応策がとれていない。また、現行の耐震基準が導入される前に建築された建物であり、平成20年に行った耐震診断調査では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性があると判断されている。さらに、平成17年には天井部分へのアスベスト使用が確認され、飛散防止のために暫定的な対策工事を実施したものの、天井部分にはアスベストが残っている状況である。このほかにも、バリアフリー設備の不備、舞台関連設備の不備、駐車場不足等の諸問題を抱えている。

本件事業の完成により、施設や設備の老朽化による不便が解消され、利用者が安心して施設を利用できるようになることから、市民の文化活動及び教育活動の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、最新の建築設備により大気汚染物質の排出防除や防音対策を図ること等から周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、交通の利便性や公共下水道等の整備状況を勘案して、旧安来市内の3つの候補区域について検討が行われている。申請区域である切川地区は他の2地区と比較して、交通アクセスが良く、周辺に民家も少なく環境面に優れていることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域の中で候補地A（JR山陰本線沿線）、候補地B（今村集落隣接）及び候補地C（安来道路隣接。以下「申請地」という。）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、幹線道路網の交通結節点であり利便性が高いこと、土地が整形で施工が容易なこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると

認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現市民会館は、施設の老朽化や不備により利用者の利便性を欠いているだけでなく、地震やアスベストに対する安全性に不安を抱えている。

また、現市民会館に隣接する安来市安来庁舎の建替えに伴い、利用者の安全な動線確保が困難となることから、平成26年末の現市民会館閉館が決まっており、早期に新たな市民会館の整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としてい

ることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安来市役所（総務部庁舎建設室）

島根県告示第370号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

安来市

2 事業の種類

（仮称）安来市給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県安来市切川町字善徳及び飯島町字毛津田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県安来市切川町及び飯島町地内における4,765平方メートルの土地を起業地とする「（仮

称)安来市給食センター建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、安来市が給食センターを新築整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安来市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

安来市は、平成16年10月1日に旧安来市、旧広瀬町及び旧伯太町が対等合併して誕生した市であり、市内には中学校5校、小学校17校、幼稚園6園を有している。安来市では、平成23年3月に安来市食育推進計画を策定してライフステージにおける食育の推進等を行っており、「学校給食の提供」を食育の推進につながる主要施策として位置付けている。

しかしながら、安来市の学校給食は、市町合併以降も旧市町で行っていた給食方法を踏襲しているため、給食の有無や方法、給食費や補助費が一律ではなく、学校間で給食に係る行政サービスが平等となっていない。また、安来市にある給食施設の約80パーセントが建築後20年を経過しており、施設の老朽化や厨房機器の経年劣化による施設修繕費が増加している。さらに、近年改築した小学校1校を除く給食施設は、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号。以下「管理基準」という。)を満たしていないが、管理基準を満たすように施設改修を行うには施設の新設と同程度の費用を要することから、応急措置を行って既存施設を使用している状況である。

本件事業の完成により、これまで一律でなかった給食に係る行政サービスを平等にすることができるだけでなく、安定的な給食の提供を通じて、中学生、小学生及び幼稚園児の健全な育成に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、最新の建築設備により大気汚染物質の排出防除や防音対策を図ること等から周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、交通の利便性や公共下水道等の整備状況を勘案して、旧安来市内の3つの候補区域について検討が行われている。申請区域である切川地区は他の2地区と比較して、交通アクセスが良く、周辺に民家も少なく環境面に優れていることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域の中で候補地A(JR山陰本線沿線)、候補地B(今村集落隣接)及び候補地C(安来道路隣接。以下「申請地」という。)の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、幹線道路網の交通結節点であり利便性が高いこと、土地が整形で施工が容易なこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利

益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、安来市では旧市町で行っていた給食方法を踏襲しているため学校間で給食に係る行政サービスが平等となっていないこと、既存施設の老朽化に伴い維持修繕費が増加していること、管理基準を満たさず応急措置を行って使用している既存施設が多数存することから、できるだけ早期に給食センターの新築整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安来市役所（総務部庁舎建設室）

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月17日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「院長 副院長 事務部長 医長 看護部長 看護師長 診療技術部長 科長 総務課長 医事課長 栄養給食課長 室長 総務課長補佐 医事課長補佐」を「院長 参与 副院長 部長 室長 副部長 師長 科長 課長 課長補佐」に改める。

別表第76事務局の項中「総務課長」を「課長」に改め、同表隠岐病院の項中「部長 事務局長 総務課長」を「部長 課長」に改め、同表隠岐島前病院の項中「院長 事務局長 看護部長 財務係長」を「院長 部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成26年 3 月28日付け島根県報号外第53号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	目次中	島根県企業立地促進条例施行規則	島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則